

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 庁内連絡会議の開催状況

本市では、中心市街地活性化に係る庁内連絡調整のため、茨木市中心市街地活性化連絡会議を組織し、本計画の検討を進めた。

開催日		案件
第1回幹事会	平成27年 11月16日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けた基本方針等の検討について
第2回幹事会	平成27年 12月21日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けた基本方針等の検討について 公共空間の利活用について
第1回連絡会議	平成29年 6月26日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定状況について 今後の進め方について
第3回幹事会	平成29年 11月16日	次なる茨木・グランドデザイン(案)の検討について 基本計画におけるコア事業と数値目標について まちづくり会社設立に関する検討について
第4回幹事会	平成30年 5月17日	中心市街地活性化に資する事業の抽出について まちづくり会社について
第5回幹事会	平成30年 7月20日	内閣府協議経過について まちづくり会社について
第6回幹事会	平成30年 11月8日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメントの実施について まちづくり会社の検討状況について

#### ■茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属		役職
1	副市長		
2	総務部		部長
3	企画財政部		部長
4	市民文化部		部長
5			理事
6	福祉部		部長
7	こども育成部		部長
8	産業環境部		部長
9	都市整備部		部長
10	建設部		部長
11	教育委員会 教育総務部		部長
12	総務部	総務課	課長
13	企画財政部	政策企画課	課長

14	企画財政部	財政課	課長
15		財産活用課	課長
16		まち魅力発信課	課長
17	市民文化部	地域コミュニティ課	課長
18		共創推進課	課長
19		文化振興課	課長
20		スポーツ推進課	課長
21	福祉部	地域福祉課	課長
22	こども育成部	こども政策課	課長
23		保育幼稚園総務課	課長
24		保育幼稚園事業課	課長
25	産業環境部	商工労政課	課長
26		環境政策課	課長
27	都市整備部	都市政策課	課長
28		居住政策課	課長
29		審査指導課	課長
30		市街地新生課	課長
31	建設部	建設管理課	課長
28		交通政策課	課長
32		公園緑地課	課長
33	教育委員会 教育総務部	教育政策課	課長
34		社会教育振興課	課長
35		歴史文化財課	課長

(令和5年4月現在)

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
1	都市整備部		部長
2	産業環境部		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		財産活用課	課長
5		まち魅力発信課	課長
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
8	産業環境部	商工労政課	課長
9	都市整備部	都市政策課	課長
10		居住政策課	課長
11		市街地新生課	課長
12	建設部	建設管理課	課長
13		交通政策課	課長
14		公園緑地課	課長

(令和5年4月現在)

## (2) 市議会における審議

本市市議会定例会及び市街地整備対策特別委員会における茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた主な審議は以下のとおりである。

平成 28 年 第 4 回定例会

(市長所信要旨)

市中心部の活力増進を、総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地活性化基本計画」の策定に引き続き取り組むとともに、JR 茨木駅と阪急茨木市駅の西口周辺の再整備につきましては、交通結節点としての機能強化と併せ、市の玄関口として、多くの市民の皆さまが集える空間となるよう、関係者と協議を進め、計画の早期具体化を促進します。

(質問要旨)

中心市街地活性化基本計画についても、本市の現状をしっかりと見据えた取り組みが必要だと感じますが、この点についてのご見解をお伺いします。

(市長答弁要旨)

中心市街地活性化基本計画についてでございますが、JR、阪急両駅前の再整備、市民会館跡地利用の検討や一方通行化構想などが進められる中、中心市街地の活力と魅力向上につながる事業を計画的に進めていくため、5年間の計画として、来年度中の内閣総理大臣の認定を目指し、進めているものでございます。この計画は、計画による事業推進の実効性を確認するとともに、事業効果測定を行うこととなっており、総合的な中心市街地の整備推進に必要なものと考えております。

平成 30 年 市街地整備対策特別委員会 ( 1 月 24 日 )

(質問要旨)

平成 30 年度末に中心市街地活性化基本計画を策定する予定とのことであるが、まちづくり会社のスケジュールや構成についてお聞かせください。

(市街地新生課長答弁要旨)

まちづくり会社については中活計画に位置づける事業を実施していく中で、主体となるまちづくり会社のようなものが必要だと考えておりますが、設立時期等のスケジュールにつきましては現時点では確定しておりません。

平成 30 年 市街地整備対策特別委員会 ( 7 月 12 日 )

(質問要旨)

中心市街地活性化基本計画の中で、基本方針 1 の中にある大都市や郊外の大型店とは質の異なる商業機能の集積ということで、その目標の中に、商業機能の質の更新と、「日常のちょっと贅沢がかなう、魅力ある商空間の形成」ということで掲げられております。課題解決に向けた事業について記載がございましたが、具体的なイメージについて、教えていただけたらと思います。

(市街地新生課長答弁要旨)

大都市や郊外の大型店とは質の異なる商業機能の集積ということで、まちづくり会社による店舗誘致事業やコワーキングスペース施設の整備を掲げております。これらについては、行政や民間ができない事業ということで、まちづくり会社等を設立することで、そういった事業を展開していき、大型店やチェーン店といった、いわゆるどこにでもあるような商業ではなくて、質の高い茨木らしい、ほかのところにはないような機能を導入できたらというふうに考えております。

### (3) まちづくり会社の設立

本市の中心市街地については、人口や商業の現状から主な課題として、「商業機能の衰退」、「人口増加が中心市街地の賑わいにつながっていない」、「市民活動の場が不足している」ことなどがあり、「魅力ある商業機能、居心地の良い空間」を求められていると分析し、茨木市中心市街地活性化協議会において議論を重ねてきた。これらの課題を解決するためには、市民の多様なニーズに応える質の商業を誘致することや滞在・活動できる居心地の良い空間を創出することが必要であるが、これらは、公平性・中立性が求められる市や収益性が求められる純粋な民間企業では、担い手になることが困難であることから、中心市街地の活性化に寄与する事業に取り組む組織となる「まちづくり会社」が必要であるということを協議会において共有し、茨木市及び協議会の構成員が中心となってまちづくり会社を設立することとなった。

#### ■会社概要

名 称：F I C ベース株式会社

設 立：2019年8月29日

資本金：1,000万円

株 主：茨木市、茨木商工会議所、市内企業

社 員：取締役3名、監査役1名、社員2名、非常勤社員5名（予定）

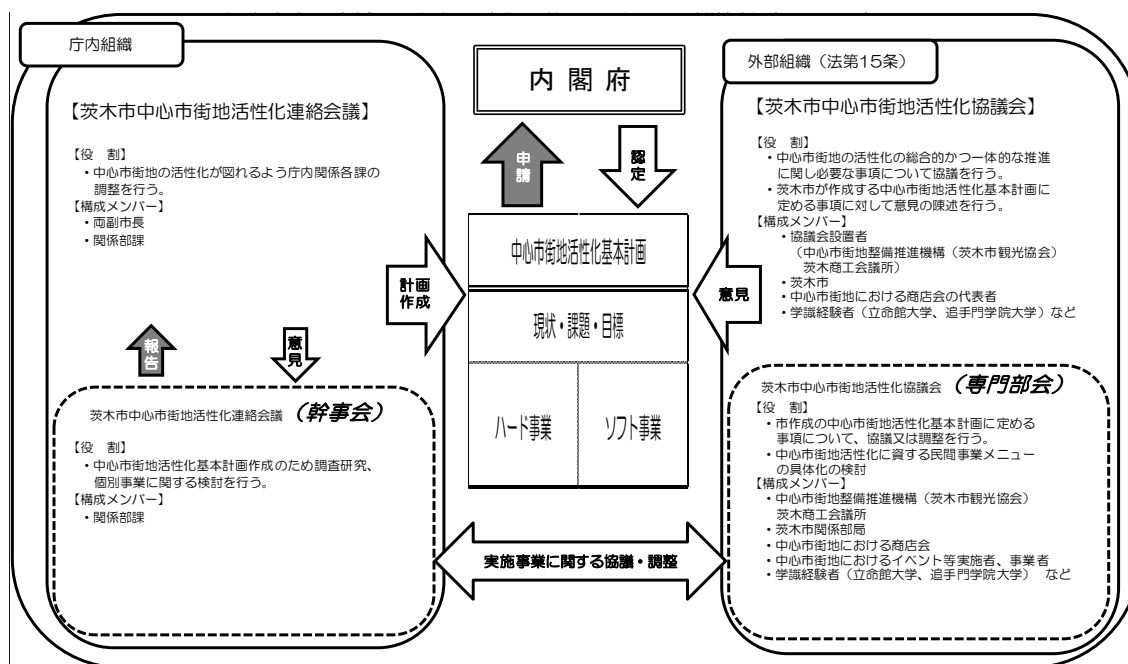
事 業：道路空間活用事業、商店街にぎわい空間整備事業、クリエイターズマーケット整備事業、店舗誘致事業等

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### ( 1 ) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、中心市街地活性化の推進に関して、必要な事項について協議を行うために、中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の規定に基づき、茨木市観光協会と茨木商工会議所が共同設置者となり、平成 27 年 7 月 10 日に「茨木市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」）を設置した。協議会は、中心市街地整備推進機構である茨木市観光協会、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進する機関である茨木商工会議所のほか、地域の商業者、大学等 7 団体の代表者で構成している。

#### ■ 協議会を含む計画作成に向けた組織体制図



#### ■ 協議会委員

団体・役職名		根拠法令
FIC ベース株式会社	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	常任理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 政策科学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和 2 年 4 月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

■協議会

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市中心市街地活性化協議会の設立について</li> <li>・茨木市中心市街地活性化に向けた取組について</li> </ul>
第2回	平成28年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（案）について</li> <li>・事業者ヒアリングの結果報告</li> </ul>
第3回	平成28年 6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府事前協議の結果報告</li> <li>・コア事業に関する意見交換</li> </ul>
第4回	平成28年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査の設計に関する議論</li> <li>・公共空間活用についての意見交換</li> </ul>
第5回	平成28年 12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場を開く社会実験に関する意見交換</li> <li>・市民アンケート調査結果の報告</li> <li>・基本計画案について意見交換</li> </ul>
第6回	平成29年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場を開く社会実験の結果報告</li> <li>・基本計画案について意見交換</li> </ul>
第7回	平成29年 11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（案）における数値目標について意見交換</li> <li>・まちづくり会社に関する意見交換</li> </ul>
第8回	平成30年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府協議結果の概要報告と対応</li> <li>・中心市街地の現状分析と課題・方針、主な実施予定事業等</li> </ul>
第9回	平成30年 5月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府協議経過</li> <li>・まちづくり会社について</li> <li>・次なる茨木・グランドデザイン（案）</li> </ul>
第10回	平成30年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画に関する内閣府協議等の経過報告と進捗状況について</li> <li>・まちづくり会社の検討状況について</li> </ul>
第11回	平成30年 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメントの実施について</li> <li>・まちづくり会社の検討状況について</li> </ul>
第12回	平成31年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画策定に向けた現状と課題、基本計画に記載する茨木市中心市街地活性化協議会の意見書について</li> <li>・まちづくり会社の現状について</li> </ul>
第13回	令和2年 4月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市中心市街地活性化協議会委員の追加及び変更について</li> <li>・茨木市中心市街地活性化協議会規約の改訂について</li> </ul>
第14回	令和2年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の中間フォローアップに関する報告について</li> </ul>
第15回	令和3年 5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の中間フォローアップに関する報告について</li> </ul>
第16回	令和3年 12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の変更申請について</li> </ul>
第17回	令和4年 4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の中間フォローアップに関する報告について</li> </ul>
第18回	令和4年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の変更申請について</li> </ul>
第19回	令和5年 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の中間フォローアップに関する報告について</li> </ul>

## ■専門部会

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 8月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・茨木市中心市街地の現状と課題について</li><li>・ガンバ大阪提案事業について</li></ul>
第2回	平成30年 5月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画策定状況について</li><li>・基本計画掲載事業について</li></ul>

令和元年8月29日

茨木市長 福岡 洋一様

茨木市中心市街地活性化協議会  
会長 山野 寿

茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

令和元年8月28日付け茨市街第271号で照会のありました標題の件については、  
下記のとおりです。

記

1. 茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

異議なし

ただし、以下の事項についてご配慮いただきますよう要望いたします。

- (1) まちづくり会社は行政や民間では取り組むことが難しい、まちづくり会社にしかできない事業や活動を行うものであり、その設立趣旨を充分にご理解願います。
- (2) まちづくり会社が中心市街地において活躍し、基本計画掲載事業の実施を含め、継続した事業展開や活動が可能となるよう積極的な支援をお願いします。
- (3) 中心市街地活性化は今回の計画期間のような短い期間で完了するものではなく、長期的な視点に立ち、上質なまちなみの景観整備や歩行環境の改善などにも可及的速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上。



(4) 茨木市中心市街地活性化協議会の規約

茨木市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）及び茨木商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、茨木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、茨木市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局は、茨木市岩倉町2番150号の茨木商工会議所内に置く。  
2 事務局の運営に必要な事項は、茨木商工会議所が処理する。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）

- (2) 茨木商工会議所
  - (3) 茨木市
  - (4) 法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）
  - (5) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第5号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（協議会の組織）

第7条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第8条 会長は、法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）の代表取締役をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市都市整備部長の職にある者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員）

第9条 委員は、構成員のうち第6条各号に掲げる者から会長が指名する者とする。

2 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

（会議）

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。なお、当該構成員が出席できない場合は、当該構成員の指名する者を代理として出席させることができる。

5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 11 条 構成員等がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その構成員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急に要する事項または簡易な事項については、書面により委員及び構成員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第 12 条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第 13 条 法第 9 条第 2 項各号に掲げる事項について必要な調査又は研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 14 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

2 協議会の設立の日の属する事業年度は、設立の日から 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

##### ①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「[4] 旧法に基づく基本計画の検証」において、取組の効果と課題等について記載。

##### ②統計的データ等による客観的な把握・分析

「1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、データを活用した地域の現状等について記載。

##### ③地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

平成28年11月に茨木市中心市街地活性化基本計画策定に関するアンケートを実施。「1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、アンケート調査を活用した地域住民の意向等の分析を記載。

##### ④シンポジウムの開催

平成30年11月18日（日）に中心市街地のまちの魅力と活力向上を図るとともに、住みたい・住み続けたいと感じてもらえる中心市街地の再生に向け、市民・民間・行政など多様な主体がまちの将来像を共有する場として「茨木市中心市街地まちづくりシンポジウム」を開催。有識者を招き、基調講演とパネルディスカッションを実施し、市民約130名が参加した。

##### ⑤基本計画（案）に対する市民の意見

基本計画（案）に対する市民の意見を広く聴くため、平成30年11月22日から平成30年12月21日まで市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、計画策定の参考とした。

#### (b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

本市の中心市街地では、平成16年11月に策定された旧茨木市中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗活用や多種多様なイベントの開催等、市民・事業者等による主体的な取組が盛んに行われてきた。

近年では、中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、市民や商工会議所、民間事業者と協力しながら、平成28年から平成29年にかけて公共空間を活用した社会実験を実施してきた。また、平成30年には文化複合施設の整備に向けて、市民会館跡地エリア育てる広場プロジェクト「IBALAB（イバラボ）」と称し、中央公園北グラウンド南側に実験的に設置した芝生広場において、ワークショップを経て出されたアイデアを元に様々な市民主体の取組を実施してきた。

本計画においても、これまでの取組を継承しつつ、中心市街地活性化協議会において、市民・事業者等と連携した取組を一体的に推進することで、より大きな相乗効果を発揮することを目指す。

## ■市民会館跡地エリア

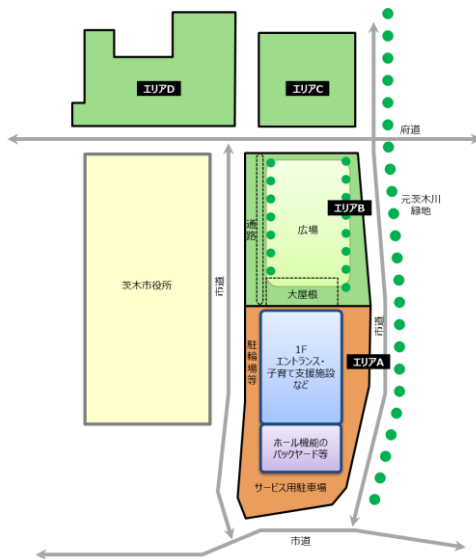


図 9-1 市民会館跡地エリア

### ■エリア A 中央公園南グラウンド南側緑地(都市計画公園)

新施設の建設予定地であり、跡地エリアにおけるコアの一つです。跡地エリアの整備により、南側に接する茨木鮎川線に対しても、人の流れやにぎわいなどの効果発現が期待されます。

### ■エリア B 中央公園南グラウンド北側(都市計画公園)

このエリアは施設前の広場として、図書館や子育てなど、さまざまな機能との積極的な連携と相乗効果が望めます。また、道路面よりも低く、適度な“囲まれ感”があるという特性をいかし、日常的な憩いの場となるような空間をめざします。

### ■エリア C 及び D

#### 人工台地(都市計画公園)+元市民会館+福祉文化会館

このエリアは、南側は府道、東側は市道に面し、とても視認性の高いエリアです。両駅からの中間地点であり、カフェやマルシェなど市民が気軽に立ち寄ることができる場所や、自由に活動できる広場として整備することで、人々の移動や活動を中継し、回遊が生まれる場となることをめざします。